

株式会社ゆりかご 感染対策委員会 設置規程

(設 置)

第1 この要綱は、法人内における病原微生物の伝播拡大を積極的に防止し、法人内衛生管理の万全を期すため、株式会社ゆりかご感染対策委員会（以下「委員会」という）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染対策指針の作成・見直しに関すること
- (2) 職場内感染防止対策のための調査・企画(管理)に関すること
- (3) 職場内感染発生状況の監視（サーベイランス等）に関すること
- (4) 職場内感染が発生した場合における緊急対策に関すること
- (5) 職場内感染防止のための他委員会・関連部門との連絡調整に関すること
- (6) 職場内感染防止対策に係る職員および利用者教育に関すること(院内感染対策研修会の開催に関すること)
- (7) 職員の健康管理に関すること
- (8) その他職場内感染対策に関し必要な事項に関すること

(組 織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は衛生管理者が指名し、副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員は、衛生管理委員会の委員で構成する。
- 4 委員の任期は、1年度以内とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5 委員会は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。

- 2 定例会は、毎月1回衛生管理委員会と同時に開催し、臨時会は、委員長が必要と認めたときに開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係職員を会議に出席させ、会議案件に関して説明又は意見を求めることができる。

(会議の結果)

第6 委員長は、所掌事項について審議した結果を、代表取締役役に報告しなければならない。

(庶 務)

第7 委員会の庶務は、総務部において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。